エディトリアル

妊産褥婦と薬剤

- 妊婦の生理学的特徴と重要な産科合併症,薬物療法の注意点を知ろう-

公益社団法人地域医療振興協会 総合診療産婦人科養成センター長 伊藤雄二

妊娠が判明した後、妊婦は産科疾患か否かに限らず、何らかの症状があった場合はかかりつけの産科クリニックや病院を受診することが多く、総合診療医が関わることは少ないかもしれない。しかしながら近隣に産婦人科がない医療圏では、妊婦が地域の医療機関を受診することもあり、また都市部でも外来診療で妊婦健診だけ施行しているクリニックも多く、かかりつけ医が不在の場合、妊産褥婦が何らかの症状を訴えて総合病院の救急外来を受診することもある。すぐに産婦人科医にコンサルトできない場合や、産婦人科医の診察までに何らかの対応を迫られるような緊急の疾患の妊婦や、未受診の妊婦が突然受診することもあるかもしれない。

一方で妊娠前から何らかの基礎疾患で受診していた女性が、妊娠後にもその治療を地域のかかりつけ医で継続しなければならない場合もあると思われる. 特に薬物治療においては、禁忌となる薬剤は限られているものの、妊娠の時期によって注意を要する薬剤も異なり、また妊娠前からの治療を継続する場合、薬剤の中止、変更が必要な場合や、胎児へのリスクがあるもののやむを得ず同じ薬剤での治療を余儀なくされる場合、あるいは同じ薬剤での治療の継続が可能な場合など、母児への影響のリスクとベネフィットを考えた治療の選択が必要となることもある.

また,妊娠中のさまざまな合併症の中には妊娠に関連して見逃してはならない産科合併症と非妊娠時にも起こりうる疾患がたまたま妊娠期に起こるものがある。また通常よく見られる疾患でも妊娠中には重症化しやすいものもあり、注意が必要である。

本企画では、妊産褥婦が受診した際の妊娠前から服用していた薬剤の取り扱い、妊娠中の合併症について症候別・疾患別に見落としてはいけない産科合併症と妊娠における生理的変化を理解した上での産科疾患以外の合併症への対応、さらに薬物療法における注意点について、総論ならびに各疾患別に執筆いただいた。地域医療に従事している先生方の診療の一助になれば幸いである。

96(10) 月刊地域医学 Vol.30 No.2 2016